

豊前市公用車車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市が所有又は管理する公用車車両（以下、「公用車」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 公用車に掲載する広告（以下「広告」という。）は、次のいずれかに該当する内容のものは掲載しないものとする。

- (1) 豊前市広報誌有料広告掲載要綱第2条に規定するもの
- (2) ストーリー性があり交通者の注意力が散漫になるおそれがあるもの
- (3) 蛍光塗料を使用する等交通者の安全に支障をきたすおそれがあるもの
- (4) 信号、交通標識等と類似し、交通者に錯覚させるおそれがあるもの
- (5) 都市景観との調和を損なうもの
- (6) 公衆に不快の念を与えるもの
- (7) 公用車に広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 広告の中に「有料広告」の表示を入れるものとする。

(広告掲載の規格)

第3条 公用車に掲載する広告の規格は、公用車の大きさ等に応じて縦45センチメートル、横70センチメートルの範囲内で市長が定めるものとする。

(広告掲載車両及び掲載位置)

第4条 広告掲載車両は、市長が定めるものとし、掲載位置は、原則として車両の側面又は後面とする。

(広告掲載料金)

第5条 広告掲載料金は、車両1台につき1月当たりの料金とし、広告掲載に係る面積について1平方センチメートル当たり1円を乗じて得た額とする。

(広告掲載の方法)

第6条 広告掲載は、カッティングマグネットシート（以下「広告物」という。）により定められた位置に貼付けする方法で行う。

- 2 前項の広告物は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しないような材質としなければならない。
- 3 広告掲載を行おうとする者（代理人を含み、以下「申込者」という。）は、市長の指定する仕様に従い、申込者の負担において広告物を製作、公用車に貼り付け、及び撤去するものとする。
- 4 広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、広告掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市長と事前協議の上、日程、工程を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、毎年市長が定める期間に次年度分の広告を豊前市公式ホームページ及び広報誌等により行うものとする。

- 2 年度途中に掲載広告に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するも

のとする。

（広告掲載の期間）

第8条 広告掲載の期間は、1月を単位とし、一件の広告掲載の期間は、最大で1年間とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 申込者は、市長の指定する広告掲載申込書（別記様式1）に広告原稿を添付して市長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申込みできる広告は、1月について原則として公用車1台限りとする。ただし、募集に空きが生じている場合は、この限りでない。

（広告掲載の決定等）

第10条 市長は、前条の規定による広告掲載申込書を受理したときは、第7条第1項の規定による募集期間終了後、審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、申込者が予定の枠数を超える場合は、次の順位により掲載を決定するものとする。

（1） 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

（2） 市内に主たる営業所、店舗等を有する事業所

（3） 前2号に掲げる以外のもの

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書（別記様式2）又は広告不掲載決定通知書（別記様式3）により申込者に通知しなければならない。

4 申込者が同一順位で複数あった場合は、抽選により順位を決定する。

5 市長は、広告原稿を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者及び掲載者に修正を求めることができる。

（広告審査会）

第11条 広告内容等の審査を行うため、豊前市有料広告審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

（広告掲載料金の納付）

第12条 掲載者は、第10条の規定による広告掲載決定後10日以内又は広告掲載開始日のいずれか早い日までに指定の納入通知書により広告掲載料金を一括前納するものとする。

（掲載者の責任）

第13条 掲載者は、公用車に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対し保証しなければならない。

3 掲載者は、第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、

掲載者の責任及び負担において早急に解決するものとする。

(費用負担等)

第14条 広告の作成、掲載及び撤去作業並びに福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）による許可申請等については、掲載者の責任において行い、その費用は、掲載者が負担するものとする。

2 広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して原状回復する。

3 天災、その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告物の破損等が生じた場合は、市が現状に復するものとする。

(広告掲載料金の還付)

第15条 広告掲載料は、還付しない（第16条に規定する場合を含む。）。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、月割り計算にて還付（1月未満切捨て）する。この場合において、還付金額の1円未満については、切捨てとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。また、その場合は、広告掲載取消決定通知書（別記様式4）により掲載者に通知するものとする。

(1) 掲載者が、市長の指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合

(2) 掲載者が、市長の指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) その他、市長が当該広告の掲載をすることを不適切と認めた場合

2 掲載者は、前項による取消しの決定を受けた場合は、当該広告について速やかに撤去しなければならない。なお、掲載者が市長の定める期日までに撤去しない場合は、市において撤去することができる。また、その際の費用等については、すべて掲載者の負担とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。